

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法

律案(閣法第一〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、砂防法等関係法律の整備を行うとともに、平成二十二年度に限った負担金の特例措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の直轄事業に係る都道府県等の負担金の廃止

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、砂防法、道路の修繕に関する法律、道路法、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、高速自動車国道法、共同溝の整備等に関する特別措置法、河川法及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法の整備を行う。

二、負担金の平成二十二年度の特例

1 災害による危険な状況に対処するために速やかに施行することを要する砂防設備に係る工事について

は、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。

2 安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要がある道路を構成する施設又は工作物に係る特定の事業については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。

3 災害の発生を防止し、又は流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要がある河川管理施設に係る工事又は河川の管理のための設備の更新については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。

三、施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。